

4.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果を表 4.2-1 に示します。また、社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 4.2-2 に、各項目の詳細について「4.2.1 人口及び産業の状況」以降に示します。

表 4.2-1(1) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
人口及び産業の状況	1. 人口 令和 2 年時点の人口は、兵庫県全体、調査区域の合計ともに、平成 12 年と比べると減少しており、平成 17 年以降は兵庫県全体では減少傾向、調査区域の合計では平成 22 年以降減少傾向にある。 2. 産業 調査区域では第 3 次産業の占める割合が約 66%と最も高く、次いで第 2 次産業が約 29%程度、第 1 次産業は約 1%程度となっている。
土地利用の状況	調査区域は、瀬戸内海に属する播磨灘に面した播磨平野が広がり、海岸沿いに工業地、その北側に商業、住宅地が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、都市地域、農業地域、森林地域が存在しており、集落・市街地及び人口集中地区(DID 地区)も存在している。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	1. 利用状況 調査区域における河川では、高水敷でのスポーツ、サイクリングや散策等の利用があり、加古川、揖保川では、内水面漁業権が設定されている。都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川及び夢前川があるが、内水面漁業権が設定された区域はない。 都市計画対象道路事業実施区域の面する沿岸のほぼ全域に第 1 種、第 2 種、第 3 種の共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されている。都市計画対象道路事業実施区域には、加古川の河口付近に共同漁業権(共第 20 号)、姫路市沿岸に共同漁業権(共第 56 号)及び区画漁業権(区第 57 号、区第 528 号)が設定されている区域がある。 2. 利水状況 調査区域で上水道に利用される原水の種別年間取水割合は、明石市、稲美町、播磨町及び太子町では浅・深井戸利用が最も多く、高砂市では伏流水が最も多く、姫路市では表流水が多い。また、神戸市及び加古川市では浄水受水が多くなっている。 工業用水量のうち井戸水割合が最も高いのは太子町で、次いで稲美町となっている。 都市計画対象道路事業実施区域には、取水井等はない。
交通の状況	1. 陸上交通 調査区域の主な道路として、東西方向には一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び第二神明道路がある。南北方向には播但連絡道路、主要地方道 18 号加古川小野線及び主要地方道 43 号高砂北条線がある。 鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 姫新線、JR 加古川線及び私鉄の山陽電鉄本線、山陽電鉄網干線等がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、主な道路として一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び播但連絡道路等がある。なお、鉄道駅はない。 2. 海上交通 調査区域の海域には、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である東播磨港、地方港湾である江井ヶ島港がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域がある。

表 4.2-1(2) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況	調査区域には、小学校が 81 箇所、中学校が 45 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 58 箇所、病院が 50 箇所、幼稚園が 45 箇所、保育所が 188 箇所、認定こども園が 149 箇所、その他児童福祉施設が 252 箇所、高齢者福祉施設が 264 箇所、障害者福祉施設が 358 箇所、図書館が 15 箇所分布している。 都市計画対象道路事業実施区域には、小学校が 1 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所、保育所が 2 箇所、認定こども園が 6 箇所、その他児童福祉施設が 1 箇所、高齢者福祉施設が 3 箇所、障害者福祉施設が 2 箇所分布している。各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、病院、図書館はない。 また、調査区域の集落・市街地は、低地から丘陵地にかけて広く分布している。
上水道の整備の状況	上水道普及率は、稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市で 100% となっており、その他の神戸市、明石市、姫路市及び太子町でも 99% 以上となっている。
下水道の整備の状況	下水道普及率は、稲美町では 80% 程度となっており、その他の市町では 90% 以上、明石市及び太子町では 99% 以上となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1. 大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域 調査区域は硫黄酸化物の総量規制地域に指定されているが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はない。 2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域 調査区域では、神戸市、明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町の区域が対策地域に指定されている。 3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路 調査区域には、指定された沿道整備道路はない。 4. 自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 調査区域には、指定された自然公園の区域はない。 5. 自然環境保全法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 調査区域には、指定された自然環境保全地域の指定はない。 6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域 調査区域には、世界遺産のうち自然遺産の区域はない。 7. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、近郊緑地保全区域の指定はない。 8. 都市緑地法第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、特別緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。 9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、生息地等保護区の指定はない。 10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域 調査区域には、鳥獣保護区が 7 箇所ある。 都市計画対象道路事業実施区域には、天満大池鳥獣保護区及び仁寿山鳥獣保護区がある。

表 4.2-1(3) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域 調査区域には、重要な湿地の指定はない。 12. 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝又は天然記念物 調査区域には、文化財保護法の規定により指定された名勝はないが、国により登録された記念物(名勝)、国・県・市町により指定された史跡及び天然記念物がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、天然記念物及び登録記念物(名勝)はないが、記念物(史跡)として、高砂市ふるさと文化財に指定された「梅の井」がある。 また、調査区域には、文化財保護法又は各市町条例に基づく有形文化財、「高砂市ふるさと文化財登録制度」における建造物、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、国宝に指定される建造物はないが、有形文化財(建造物)として、兵庫県指定の「十輪寺本堂」、稲美町指定の「鳥居」及び高砂市指定の「申義堂」があり、周知の埋蔵文化財包蔵地も存在する。 13. 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域 調査区域には、風致地区の指定はない。 14. 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準 (1) 騒音に係る環境基準 騒音に係る環境基準については、加古川市の一部で AA 類型に指定されているほかは、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されている。 (2) 水質汚濁に係る環境基準 水質汚濁に係る環境基準については、夢前川の上流域で A 類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域で B 類型、船場川の下流域及び別府川で C 類型、喜瀬川で D 類型に指定されている。なお海域では沿岸部で概ね B 類型及び C 類型、全室素・全りんについては II 類型及び III 類型に指定されている。 人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されている。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されている。 (3) その他 大気汚染に係る環境基準、地下水の汚染に係る環境基準、水底の底質に係る環境基準、土壌の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。 15. 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、公害防止計画の策定地域として神戸市及び加古川市が対象とされている。 16. 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 自動車騒音の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域は a 区域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨港地区・空港は除く)は c 区域に定められている。

表 4.2-1(4) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	17. 騒音規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定をうけていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域、また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域(一部地域を除く)が第2号区域に定められている。 18. 振動規制法第3条第1項及び第16条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 道路交通振動の限度について、主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は第1種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第2種区域に定められている。 19. 振動規制法第3条第1項及び第15条第1項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 特定建設作業に伴って発生する振動の規制について、兵庫県では主に、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定をうけていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域、また、工業地域、工業専用地域のうち第1号区域を除く区域(一部地域を除く)が第2号区域に定められている。 20. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域 調査区域は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域とされている。 21. 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、総量削減基本方針に係る規制の指定地域に指定されている。 22. 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域 都市計画対象道路事業実施区域の対象市町は、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されている。 23. 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区 調査区域には、自然海浜保全地区はない。 24. 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域 調査区域には、指定地域はない。 25. 排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域 調査区域には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、湖沼の天満大池及び海域の瀬戸内海がある。 26. 排水基準を定める省令別表第2の備考7に規定する湖沼及び海域 調査区域には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 都市計画対象道路事業実施区域には、湖沼の天満大池及び海域の瀬戸内海がある。 27. 土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項の規定により指定された指定区域 調査区域には、指定された要措置区域が3箇所、形質変更時要届出区域が97箇所ある。

表 4.2-1(5) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	28. ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域 調査区域には、ダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。 29. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域 調査区域には、指定区域が 81 箇所ある。 30. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域 調査区域には、農用地土壤汚染対策地域はない。 31. 森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 調査区域には、保安林がある。 都市計画対象道路事業実施区域にも保安林が存在する。 32. 都市緑地法第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町で基本計画が策定されている。 33. 景観法第 8 条第 1 項により定められた良好な景観の形成に関する計画(景観計画) 調査区域では良好な景観の形成に関する計画として、神戸市、姫路市で景観計画が策定されており神戸市の行政区域(地先公有水面を含む)及び姫路市全域が景観計画区域とされている。 34. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域 調査区域には、用途地域が定められている。 35. その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況 (1) 港湾法第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域 調査区域には、港湾区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、姫路港、東播磨港の港湾区域が存在する。 (2) 河川法第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域 調査区域には、河川保全区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、八家川、市川、船場川、夢前川が存在する。 (3) 海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域 調査区域には、海岸保全区域が存在する。 都市計画対象道路事業実施区域にも海岸保全区域が存在する。 (4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(歴史的風致維持向上計画) 調査区域には、歴史的風致維持向上計画は策定されていない。 (5) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり防止区域 調査区域には、地すべり防止区域はない。 (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域 調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 37 箇所存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 7 箇所存在する。 (7) 砂防法第 2 条の規定に基づく砂防指定地 調査区域には、砂防指定地が 1 箇所存在する。 都市計画対象道路事業実施区域には、砂防指定地はない。

表 4.2-1(6) 調査区域における主な社会的状況

項目	調査区域の概況
その他の事項	1. 廃棄物等に係る関係法令等の状況 建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正処理を行うこととされている。原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されている。 廃棄物に関する条例としては、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」等が定められている。 2. 廃棄物等の処理施設等の立地状況 調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設 111 箇所(内 16 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの)が分布する。 都市計画対象道路事業実施区域には、13 箇所の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が分布する。

表 4.2-2(1) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No.	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
1 業の 人口 及び 産	1. 人口	01	市区町別主要統計指標令和6年版	(令和7年3月)	兵庫県
		02	市区町別主要統計指標令和3年版	(令和7年3月)	兵庫県
	2. 産業	再掲	市区町別主要統計指標令和6年版	(令和7年3月)	兵庫県
		01	兵庫県統計書 令和5年(2023)	令和7年3月	兵庫県
		02	平成30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部	令和2年6月	農林水産省
2 土地 利用 の 状 況		再掲	兵庫県統計書 令和5年(2023)	令和7年3月	兵庫県
		01	地理院地図(電子国土Web)20万分1土地利用図	(令和7年3月)	国土交通省 (国土地理院)
		02	国土数値情報ダウンロードサイト 都市計画決定情報データ	(令和7年3月)	国土交通省
		03	自然環境調査 Web-GIS 植生図 (緑の多い住宅地)	(令和7年3月)	環境省自然環境局 生物多様性センター
		04	神戸市情報マップ	(令和7年3月)	神戸市
		05	あかし地図情報	(令和7年3月)	明石市
		06	用途地域図	令和3年3月	稲美町
		07	都市計画情報提供サービス	(令和7年3月)	播磨町
		08	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	(令和7年3月)	加古川市
		09	高砂市都市計画総括図	(令和7年3月)	高砂市
		10	姫路市 Web マップ	(令和7年3月)	姫路市
		11	兵庫県中播都市計画(太子町)総括図	平成31年3月	太子町
		12	土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)	(令和7年3月)	国土交通省
		13	国土数値情報ダウンロードサイト 都市計画決定情報データ、農業地域データ、森林地域データ	(令和7年3月)	国土交通省
		14	国勢調査 人口集中地区境界図(令和2年度)	(令和7年3月)	総務省統計局
3 河川、 湖沼 及び 海域 の 利用 並び に 地下 水 の 利用 の 状 況	1. 利用 状況	再掲	兵庫県統計書 令和5年(2023)	令和7年3月	兵庫県
		01	兵庫県下における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況について	(令和7年3月)	兵庫県
		02	加古川水系河川整備計画(国管理区間)	平成23年12月	近畿地方整備局
		03	揖保川水系河川整備計画(国管理区間)	平成25年7月	近畿地方整備局
		04	瀬戸川水系河川整備基本方針	平成17年4月	兵庫県
		05	喜瀬川水系河川整備基本方針	平成16年7月	兵庫県
		06	泊川水系河川整備基本方針	令和6年12月	兵庫県
		07	法華山谷川水系河川整備計画	平成25年2月	兵庫県
		08	市川水系河川整備計画	平成22年3月	兵庫県
		09	野田川水系河川整備計画	平成17年6月	兵庫県
		10	船場川水系河川整備計画	平成22年2月	兵庫県
		11	夢前川水系河川整備計画	平成26年10月	兵庫県
		12	大津茂川水系河川整備基本方針	平成27年3月	兵庫県
		13	兵庫県の内水面漁業	(令和7年3月)	兵庫県
		14	兵庫県内水面漁場計画	令和5年2月	兵庫県農林水産部 水産漁港課
		15	兵庫の海釣り：漁業権について	(令和7年3月)	兵庫県
		16	瀬戸内海海区 共同漁業の漁場図	令和5年2月	兵庫県農林水産部 水産漁港課
		17	瀬戸内海海区 区画漁業の漁場図	令和5年2月	兵庫県農林水産部 水産漁港課
	2. 利 水 状況	01	令和5年度水道施設現況調査	(令和7年3月)	兵庫県
		02	令和5年経済構造実態調査(製造業事業所調査)に関する統計表	(令和7年3月)	兵庫県
		03	2025年度(令和7年度)明石市上下水道局水道室水質検査計画 改訂版	(令和7年3月)	明石市
		04	浄水場	(令和7年3月)	明石市
		05	稲美町水道ビジョン	令和3年3月	稲美町
		06	播磨町水道事業 ビジョン・経営戦略	令和4年3月	播磨町上下水道グループ
		07	取水井位置図	令和3年4月 ヒアリング情報	播磨町
		08	水道施設	(令和7年3月)	加古川市上下水道局
		09	加古川市水道ビジョン2028	平成31年3月	加古川市
		10	令和5年度(2023年度)姫路市水道事業年報	(令和7年3月)	姫路市上下水道局
		11	姫路市水道事業第6期拡張事業一般平面図(専用水道について)	令和3年4月 ヒアリング情報	姫路市

表 4.2-2(2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No.	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
4 交通の状況	1. 陸上交通	01	令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表	(令和7年3月)	国土交通省
		02	道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)	(令和7年3月)	兵庫県
		03	全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)	(令和7年3月)	神戸市
		04	明石市統計書 令和6年版(2024年)	令和7年3月	明石市
		05	播磨町統計書 (2024年版)	令和6年8月	播磨町
		06	加古川市統計書 (令和6年度版)	令和7年3月	加古川市
		07	高砂市統計書(令和6年度)	(令和7年3月)	高砂市
		08	姫路市統計要覧ー令和6年(2024年)版ー	令和7年3月	姫路市
	2. 海上交通	01	令和5年(2023年)兵庫県港湾統計年報	令和7年1月	兵庫県
		02	国土数値情報ダウンロードサイト 港湾データ	(令和7年3月)	国土交通省
5 学校、 病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		01	神戸市西区内 校区一覧	(令和7年3月)	神戸市
		02	学校園一覧	(令和7年3月)	明石市教育委員会
		03	稲美町立幼稚園・小学校・中学校一覧	(令和7年3月)	稲美町
		04	小学校・中学校・幼稚園の一覧	(令和7年3月)	播磨町
		05	学校・幼稚園	(令和7年3月)	加古川市
		06	高砂市教育ネットワーク	(令和7年3月)	高砂市教育委員会
		07	学校施設一覧(市立学校・幼稚園)	(令和7年3月)	姫路市
		08	兵庫県内の私立学校	(令和7年3月)	兵庫県
		09	兵庫県内の私立幼稚園	(令和7年3月)	兵庫県
		10	県立学校一覧	(令和7年3月)	兵庫県教育委員会
		11	国立明石工業高等専門学校ホームページ	(令和7年3月)	国立明石工業高等専門学校
		12	兵庫県の大学	(令和7年3月)	スクールナビ
		13	兵庫県内病院一覧	令和6年4月	兵庫県健康福祉部 健康局医務課
		14	神戸市立の学校・幼稚園	(令和7年3月)	神戸市教育委員会
		15	ここ de サーチ	(令和7年3月)	子ども・子育て支援 情報公表システム
		16	教育・保育施設について知りたい	(令和7年3月)	神戸市
		17	幼稚園の一覧表(神戸市西区)	(令和7年3月)	神戸市市立幼稚園 連盟
		18	各保育施設の概要	(令和7年3月)	明石市
		19	明石市内認可外保育施設一覧	令和7年3月	明石市
		20	令和7(2025)年保育所等利用申込みについて	(令和7年3月)	稲美町
		21	播磨町内の保育施設	(令和7年3月)	播磨町
		22	保育施設について	(令和7年3月)	加古川市
		23	教育・保育施設一覧(各園のご案内)	(令和7年3月)	高砂市
		24	令和6年度 姫路市教育保育施設一覧	(令和7年3月)	姫路市
		25	姫路市内の届出保育施設(認可外保育施設)一覧	(令和7年3月)	姫路市
		26	保育所・認定こども園への入所(令和6年度)	(令和7年3月)	太子町
		27	認可保育所及び保育所型認定こども園一覧	(令和7年3月)	兵庫県
		28	認定こども園・保育所・地域型保育事業	(令和7年3月)	神戸市
		29	障害福祉サービス等情報検索(WAMNET)	(令和7年3月)	福祉医療機構
		30	施設紹介	(令和7年3月)	兵庫県児童養護連 絡協議会
		31	運営施設一覧	(令和7年3月)	兵庫県社会福祉事 業団
		32	2024年度 障害福祉サービス等事業者・障害 者福祉施設等一覧	令和6年4月	神戸市福祉局障害 福祉課
		33	療育・就労支援ガイドブック(2023年度版)	令和5年11月	明石市立発達支援 センター
		34	指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所 支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧	令和7年3月	姫路市障害福祉課

表 4.2-2(3) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
5 施設全校、 配置の病 概配院 況の配 の慮 及特 びに 住必 宅境 要の な保	35	市政の概要 令和6年版	令和6年9月	姫路市議会事務局
	36	高齢者福祉施設一覧	(令和7年3月)	兵庫県
	37	介護サービス施設一覧	(令和7年3月)	神戸市
	38	養護老人ホーム	(令和7年3月)	神戸市
	39	明石市内事業所一覧	(令和7年3月)	明石市
	40	高齢者に対する保健福祉施策一覧表	令和6年12月	明石市
	41	介護保険指定事業者名簿	令和7年3月	姫路市
	42	老人福祉施設の利用	(令和7年3月)	姫路市
	43	令和6年度版くらしの福祉	(令和7年3月)	姫路市
	44	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム	(令和7年3月)	一般社団法人 高齢者住宅協会
	45	兵庫県内公共図書館	(令和7年3月)	兵庫県立図書館
6 上水道の整備 の状況	01	令和5年度水道施設現況調書	(令和7年3月)	兵庫県
7 下水道の整備 の状況	01	各市町の下水道普及率及び生活排水処理率 (令和5年度末)	(令和7年3月)	兵庫県

表 4.2-2(4) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1. 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域	01	大気汚染防止法等について	(令和7年3月)	ひょうごの環境
	2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域	—	—	—	—
	3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路	—	—	—	—
	4. 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域	—	—	—	—
	5. 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域	—	—	—	—
	6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域	—	—	—	—
	7. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域	—	—	—	—
	8. 都市緑地法第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	—	—	—	—
	9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	—	—	—	—
	10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域	01	兵庫県鳥獣保護区等位置図(令和6年度)	(令和7年3月)	兵庫県
	11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域	—	—	—	—
	12. 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物	01	国指定文化財等データベース	(令和7年3月)	文化庁
		02	兵庫県内の文化財一覧	(令和7年3月)	兵庫県教育委員会
		03	梶原氏(西梶原)庭園	(令和7年3月)	姫路市
		04	神戸市情報マップ	(令和7年3月)	神戸市
		05	明石市内指定・登録文化財一覧	(令和7年3月)	明石市
		06	稲美町指定文化財	(令和7年3月)	稲美町
		07	町内の指定文化財・登録文化財一覧	(令和7年3月)	播磨町
		08	指定文化財・登録文化財目録(令和7年4月1日現在)	(令和7年4月)	加古川市
		09	市内の文化財	(令和7年3月)	高砂市
		10	ふるさと文化財登録制	(令和7年3月)	高砂市
		11	姫路市内の指定文化財一覧	(令和7年3月)	姫路市
		12	太子町の文化財一覧	(令和7年3月)	太子町
		13	兵庫県遺跡地図	(令和7年3月)	兵庫県立考古博物館

表 4. 2-2(5) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	13. 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域	—	—	—
	14. 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準	01 兵庫県及び各市町告示等(騒音環境基準)	(令和 7 年 3 月)	各自治体より
		02 大気・水質等常時監視結果(令和 5 年度)	令和 6 年 7 月	兵庫県環境部
	15. 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	01 公害防止対策事業計画の策定地域等一覧	(令和 7 年 3 月)	環境省
	16. 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(自動車騒音)	(令和 7 年 3 月)	各自治体より
	17. 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(建設作業騒音)	(令和 7 年 3 月)	各自治体より
	18. 振動規制法第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(道路交通振動)	(令和 7 年 3 月)	各自治体より
	19. 振動規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	01 兵庫県及び各市町告示等(建設作業振動)	(令和 7 年 3 月)	各自治体より
	20. 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた区域	—	—	—
	21. 水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域	—	—	—
	22. 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域	—	—	—
	23. 瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 7 の規定により指定された自然海浜保全地区	—	—	—
	24. 湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定により指定された指定地域	—	—	—
	25. 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 に規定する湖沼及び海域	—	—	—
	26. 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼及び海域	—	—	—
	27. 土壌汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により指定された指定区域	—	—	—
	28. ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域	—	—	—
	29. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域	—	—	—
	30. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域	—	—	—
	31. 森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	01 土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)	(令和 7 年 3 月)	国土交通省

表 4.2-2(6) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (資料確認時点)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	32. 都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	—	—	—
	33. 景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形成に関する計画(景観計画)	01	神戸市景観計画	令和3年12月
		02	姫路市景観計画	令和3年4月
	34. 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域	再掲	兵庫県統計書 令和5年(2023)	令和7年3月
		再掲	神戸市情報マップ	(令和7年3月)
		再掲	あかし地図情報	(令和7年3月)
		再掲	用途地域図	令和3年3月
		再掲	都市計画情報提供サービス	(令和7年3月)
		再掲	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	(令和7年3月)
		再掲	高砂市都市計画総括図	(令和7年3月)
		再掲	姫路市 Web マップ	(令和7年3月)
		再掲	兵庫県中播都市計画(太子町)総括図	平成31年3月
	35. その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況	01	令和5年(2023年)兵庫県港湾統計年報	令和7年1月
		再掲	兵庫県統計書 令和5年(2023)	令和7年3月
		02	姫路港湾計画図	令和元年7月
		03	東播磨港港湾計画図	平成26年3月
		04	播磨沿岸海岸保全基本計画(変更)	令和3年9月
		05	兵庫県公報及び各市町台帳等(急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)	令和2年1月 ヒアリング情報
		06	土砂災害警戒区域等	(令和7年3月)
		07	姫路市 web マップ	(令和7年3月)
		08	国土数値情報ダウンロードサイト 急傾斜地崩壊危険区域データ	(令和7年3月)
				各自自治体より
				明石市
				姫路市
				国土交通省
9 その他の事項	1. 廃棄物等に係る関係法令等の状況	01	建設リサイクル推進計画2020	令和2年9月
		02	近畿地方における建設リサイクル推進計画2015	平成27年6月
		03	兵庫県建設リサイクルガイドライン	平成30年4月
	2. 廃棄物等の処理施設等の立地状況	01	産業廃棄物中間処理業者(令和5年8月1日)	(令和7年3月)
		02	産業廃棄物の中間処理業者の一覧	(令和7年3月)
		03	産業廃棄物中間処理業者一覧(令和6年10月28日現在)	(令和7年3月)
		04	産業廃棄物処理業者簡易名簿(産業廃棄物処分業)(令和7年4月1日現在)	(令和7年4月)
		05	特別管理産業廃棄物中間処理業者(令和5年8月1日)	(令和7年3月)
		06	特別管理産業廃棄物中間処理業者一覧(令和5年11月16日現在)	(令和7年3月)
		07	産業廃棄物処理業者簡易名簿(特別管理産業廃棄物処分業)(令和7年4月1日現在)	(令和7年4月)
	3. 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現況	01	よくわかる建設リサイクル2020	令和3年2月
				建設副産物リサイクル広報推進会議

4.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

調査区域における人口の状況を、表 4.2-3 に示します。

令和 2 年時点の人口は、兵庫県全体、調査区域の合計ともに、平成 12 年と比べると減少しており、平成 17 年以降は兵庫県全体では減少傾向、調査区域の合計では平成 22 年以降減少傾向にあります。

表 4.2-3 調査区域と兵庫県の人口の状況

市町名	人 口 (人)					人口密度等 (令和 2 年)	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
神戸市西区	235,758	243,637	249,298	245,782	238,877	138.01	1,730.0
明石市	293,117	291,027	290,959	293,409	303,601	49.42	6,065.7
稲美町	32,054	31,944	31,026	31,020	30,268	34.92	865.4
播磨町	33,766	33,545	33,183	33,739	33,604	9.13	3,693.0
加古川市	266,170	267,100	266,937	267,435	260,878	138.48	1,885.0
高砂市	96,020	94,813	93,901	91,030	87,722	34.38	2,545.0
姫路市	534,969	536,232	536,270	535,664	530,495	534.56	989.0
太子町	31,960	32,555	33,438	33,690	33,477	22.61	1,472.5
対象市町計	1,523,814	1,530,853	1,535,012	1,531,769	1,518,922	961.51	—
兵庫県	5,550,574	5,590,601	5,588,133	5,534,800	5,465,002	8,401.02	647.4

注) 人口については各年とも 10 月 1 日現在、面積については令和 2 年 10 月 1 日現在の数値を示します。

出典: 「市区町別主要統計指標令和 6 年版」兵庫県ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「市区町別主要統計指標令和 3 年版」兵庫県ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

2) 産業

調査区域の産業人口とその構成比を、表 4.2-4 に示します。

調査区域では第 3 次産業の占める割合が約 66%と最も高く、次いで第 2 次産業が約 29%程度、第 1 次産業は約 1%程度となっています。

表 4.2-4 調査区域の産業人口(令和 2 年 10 月 1 日時点)

項目 市町名	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	
神戸市西区	2,306	2.3%	23,487	23.4%	70,803	70.6%	100,219
明石市	1,185	0.9%	31,506	24.9%	88,836	70.2%	126,474
稲美町	525	3.8%	4,646	33.4%	8,315	59.8%	13,896
播磨町	85	0.6%	4,763	32.0%	9,636	64.7%	14,901
加古川市	935	0.8%	35,936	30.9%	74,679	64.2%	116,302
高砂市	239	0.6%	13,482	34.3%	24,429	62.2%	39,289
姫路市	2,413	1.0%	76,075	30.9%	160,442	65.1%	246,396
太子町	201	1.3%	5,349	34.9%	9,618	62.7%	15,330
対象市町計	7,889	1.2%	195,244	29.0%	446,758	66.4%	672,807
兵庫県	43,535	1.8%	573,688	24.1%	1,678,329	70.6%	2,377,454

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

出典:「市区町別主要統計指標令和 6 年版」兵庫県ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

(1) 農業

調査区域の農家数を表 4.2-5 に、主要な農業産出額を表 4.2-6 に示します。対象市町の総農家数は15,720戸で兵庫県全体の約23%を占めています。

主要な農業産出額については市町別の統計値はなく、兵庫県全体では1,583億円となっており、畜産、加工農産物を除いて野菜が427億円、次いで米が412億円となっています。

表 4.2-5 調査区域の農家数(令和2年2月1日時点)

単位：戸

区分 市町名	総農家数	販売農家	自給的農家
神戸市	4,052	2,894	1,158
明石市	874	425	449
稲美町	1,443	836	607
播磨町	129	20	109
加古川市	2,617	902	1,715
高砂市	589	114	475
姫路市	5,421	1,605	3,816
太子町	595	191	404
対象市町計	15,720	6,987	8,733
兵庫県	67,124	37,025	30,099

出典：「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)

表 4.2-6 主要な農業産出額(令和4年)

単位：億円

区分	合計	耕種										畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		
兵庫県	1,583	960	412	2	21	8	427	44	37	1	7	622	0

注) 小数点以下で四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

出典：「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)

(2) 林業

調査区域の林野面積を、表 4.2-7 に示します。

対象市町の林野面積の合計は 57,319ha で、兵庫県全体の約 10%を占めています。

表 4.2-7 調査区域の市町別林野面積(令和 6 年 3 月末日時点)

単位 : ha

市町名 \ 区分	総計	民有林	国有林
神戸市	21,863	21,033	830
明石市	69	69	－
稲美町	139	139	－
播磨町	－	－	－
加古川市	3,606	2,972	635
高砂市	427	356	72
姫路市	30,530	28,826	1,704
太子町	685	639	46
対象市町計	57,319	54,034	3,287
兵庫県	560,037	529,765	30,273

注) 小数点以下で四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

出典 : 「兵庫県統計書 令和 5 年(2023)」(令和 7 年 3 月、兵庫県)

(3) 水産業

調査区域における海面漁業経営体の状況を表 4.2-8 に、漁業種別漁獲量を表 4.2-9 に、主な魚種別漁獲量を表 4.2-10 に、内水面漁業の状況を表 4.2-11 に示します。

対象市町の海面漁業経営体数は兵庫県全体の約 41%、漁業種別漁獲量は兵庫県全体の約 39%を占めています。

主な魚種別漁獲量は、いわし類が最も多く、次いであじ類となっています。

内水面漁業ではあゆが最も多く、次いでかに類となっています。

表 4.2-8 調査区域の海面漁業経営体の状況(平成 30 年 11 月 1 日時点)

市町名	区分	総数	個人 経営体	団体漁業経営体				
				会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	その他
神戸市		129	93	－	－	－	36	－
明石市		380	268	2	－	－	110	－
播磨町		19	X	X	X	X	X	X
加古川市		47	45	2	－	－	－	－
高砂市		78	73	－	－	－	5	－
姫路市		467	394	－	－	－	73	－
対象市町計		1,120	873	4	－	－	224	－
兵庫県		2,712	2,247	67	－	1	397	－

区分 市町名	総数	漁船非使用	無動力漁船のみ	船外機付漁船	動力漁船							定置網	海面養殖
					1t未満	1～3t	3～5t	5～10t	10～30t	30～100t	100t以上		
神戸市	129	9	－	2	1	12	51	13	12	10	1	－	18
明石市	380	2	－	8	2	32	206	25	23	2	－	－	80
播磨町	19	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
加古川市	47	－	－	1	－	28	15	－	－	－	－	－	3
高砂市	78	－	－	4	6	31	30	1	4	－	－	－	2
姫路市	467	－	－	42	6	66	194	23	57	7	2	7	63
対象市町計	1, 120	11	－	57	15	169	496	62	96	19	3	7	166
兵庫県	2, 712	61	－	207	45	453	1, 044	157	223	86	10	38	388

注) 表中「X」は数値が秘匿されているものです。

出典:「兵庫県統計書 令和 5 年(2023)」(令和 7 年 3 月、兵庫県)

表 4.2-9 調査区域における漁業種別漁獲量(平成 30 年)

単位：t

漁業種 市町名	計	沖合 底びき網 1 そうびき	小型 底びき網	船びき網	中・小型 まき網	その他の 刺網	大型 定置網	小型 定置網	その他の 網漁業
神戸市	2,691	-	391	1,577	-	331	-	-	X
明石市	2,118	-	711	1,061	-	19	-	-	-
播磨町	X	-	X	X	-	X	-	-	-
加古川市	21	-	X	-	-	X	-	-	-
高砂市	247	-	85	134	-	5	-	-	-
姫路市	10,589	-	1,685	2,004	6,317	291	-	113	-
対象市町計	15,666	-	2,872	4,776	6,317	646	-	113	X
兵庫県	40,096	8,333	6,735	11,582	6,351	1,122	X	674	X

漁業種 市町名	近海 まぐろ はえ縄	沿岸 まぐろ はえ縄	その他の はえ縄	沿岸 かつお 一本釣	近海 いか釣	沿岸 いか釣	ひき縄釣
神戸市	-	X	-	-	-	-	37
明石市	-	-	X	-	-	-	158
播磨町	-	-	X	-	-	-	X
加古川市	-	-	-	-	-	-	0
高砂市	-	-	0	-	-	-	1
姫路市	-	-	X	-	-	-	X
対象市町計	-	X	X	-	-	-	196
兵庫県	-	X	115	-	X	449	378

漁業種 市町名	その他の 釣	採貝・ 採藻	その他の 漁業
神戸市	20	X	168
明石市	47	X	118
播磨町	X	X	X
加古川市	14	1	1
高砂市	20	0	1
姫路市	25	24	130
対象市町計	126	25	418
兵庫県	328	669	2,688

注) 表中「X」は、個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものです。
出典：「平成 30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」(令和 2 年 6 月、農林水産省)

表 4.2-10 調査区域における主な魚種別漁獲量(平成 30 年)

単位：t

市町名 魚種		神戸市	明石市	播磨町	加古川市	高砂市	姫路市	対象 市町	兵庫県
魚 類	まぐろ類	X	-	-	-	-	-	0	11
	かじき類	X	-	-	-	-	-	0	1
	かつお類	-	-	-	-	-	-	0	0
	さめ類	-	1	X	-	0	-	1	9
	このしろ	31	-	-	-	0	3	34	39
	いわし類	1,478	694	-	-	110	5,540	7,822	13,760
	あじ類	21	3	X	X	3	1,743	1,770	2,240
	さば類	6	7	X	0	0	91	104	280
	ぶり類	32	49	X	1	4	X	86	258
	ひらめ・かれい類	132	108	X	1	15	444	700	2,593
	はたはた	-	-	-	-	-	-	0	1,181
	にぎす類	-	-	-	-	-	-	0	212
	あなご類	40	5	-	-	0	X	45	147
	たちうお	20	27	-	0	0	1	48	301
	たい類	267	365	X	1	10	126	769	1,672
	いさき	0	0	-	-	0	-	0	6
	さわら類	18	63	X	1	1	57	140	353
	すずき類	107	26	X	0	11	142	286	501
	いかなご	143	66	-	-	25	670	904	1,715
	えび類	12	44	-	X	3	325	384	1,336
	かに類	5	1	X	0	3	34	43	3,204
貝類		6	20	X	X	1	38	65	300
いか類		21	104	X	0	7	147	279	4,316
たこ類		84	360	X	14	12	83	553	1,061
うに類		-	-	-	-	-	-	0	X
海産ほ乳類		-	-	-	-	-	-	0	X
その他水産動物類		X	10	X	-	1	X	11	219
海藻類		X	2	X	1	-	X	3	575
計		2,691	2,118	X	21	247	10,589	15,666	40,096

注) 表中「X」は、個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものです。

出典：「平成 30～令和元年近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」(令和 2 年 6 月、農林水産省)

表 4.2-11 調査区域における内水面漁業水系別魚種別漁獲量(令和5年)

単位: kg

区分		河川名	加古川	夢前川 ^{注)}	揖保川	市川 ^{注)}
魚類	あゆ		5,600	－	9,400	640
	こい		－	－	－	－
	ふな		1,250	－	－	－
	うなぎ		250	0	200	75
	にじます		180	－	－	－
	さくらます		－	－	－	－
	やまめ		2	－	－	－
	さつきます		－	－	30	－
	あまご		195	－	500	190
	いわな		5	－	30	－
	さけ		－	－	－	－
	その他のさけ・ます		－	－	－	－
	もろこ		35	－	－	－
	はぜ類		15	－	－	－
	ぼら		50	－	－	－
	わかさぎ		80	－	－	－
	おいかわ		25	－	100	－
	うぐい		10	－	－	820
	どじょう類		3	－	10	－
	その他の魚類		－	－	50	－
水産動物類	えび類		40	－	160	－
	かに類		120	－	2,000	－
	食用カエル		－	－	－	－
	上記以外の水産動物		20	－	200	－
貝類	しじみ		90	－	－	－
	あさり		－	－	－	－
	はまぐり		－	－	－	－
	その他の貝		－	－	－	－
計			7,970	－	12,680	1,725

注) 夢前川、市川については調査区域に漁業権は設定されていません。

出典:「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)

(4) 商業

調査区域の商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額を、表 4.2-12 に示します。

対象市町の年間商品販売額の合計は 370,441,027 万円で、兵庫県全体の約 26%を占めています。

表 4.2-12 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額(令和 3 年)

区分 市町名	商業事業所数 (所)	商業従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
神戸市西区	1,169	14,101	57,852,664
明石市	1,668	15,684	54,634,266
稲美町	192	2,295	26,053,865
播磨町	152	1,154	2,086,474
加古川市	1,575	15,504	47,418,022
高砂市	539	4,796	9,401,984
姫路市	4,701	41,688	165,193,523
太子町	244	2,426	7,800,229
対象市町計	10,240	97,648	370,441,027
兵庫県	39,709	361,685	1,405,952,629

出典：「兵庫県統計書 令和 5 年(2023)」(令和 7 年 3 月、兵庫県)

(1) 工業

調査区域の製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額を、表 4.2-13 に示します。

対象市町の製造品出荷額の合計は 745,762,093 万円で、兵庫県全体の約 45%を占めています。

表 4.2-13 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等(令和 3 年)

区分 市町名	製造業事業所数 (所)	製造業従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
神戸市西区	443	21,297	119,235,156
明石市	274	23,516	134,681,506
稲美町	148	5,029	13,537,178
播磨町	64	4,597	30,167,448
加古川市	297	15,948	101,750,583
高砂市	140	15,959	87,327,453
姫路市	865	47,274	243,463,496
太子町	39	2,228	15,599,273
対象市町計	2,270	135,848	745,762,093
兵庫県	7,219	355,619	1,641,450,757

注) 従業者 4 人以上の事業所

出典：「兵庫県統計書 令和 5 年(2023)」(令和 7 年 3 月、兵庫県)

4.2.2 土地利用の状況

調査区域は、瀬戸内海に属する播磨灘に面した播磨平野が広がり、海岸沿いに工業地、その北側に商業、住宅地が存在します。

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町の土地利用区分別面積は、表 4.2-14 のとおりです。

土地利用現況図を図 4.2-1 に、集落・市街地の状況を図 4.2-2 に、土地利用基本計画図を図 4.2-3 に、人口集中地区(DID 地区)を図 4.2-4 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、都市地域、農業地域、森林地域が存在しており、集落・市街地及び人口集中地区(DID 地区)も存在しています。

表 4.2-14 土地利用区分別面積(令和 6 年)

単位：km²

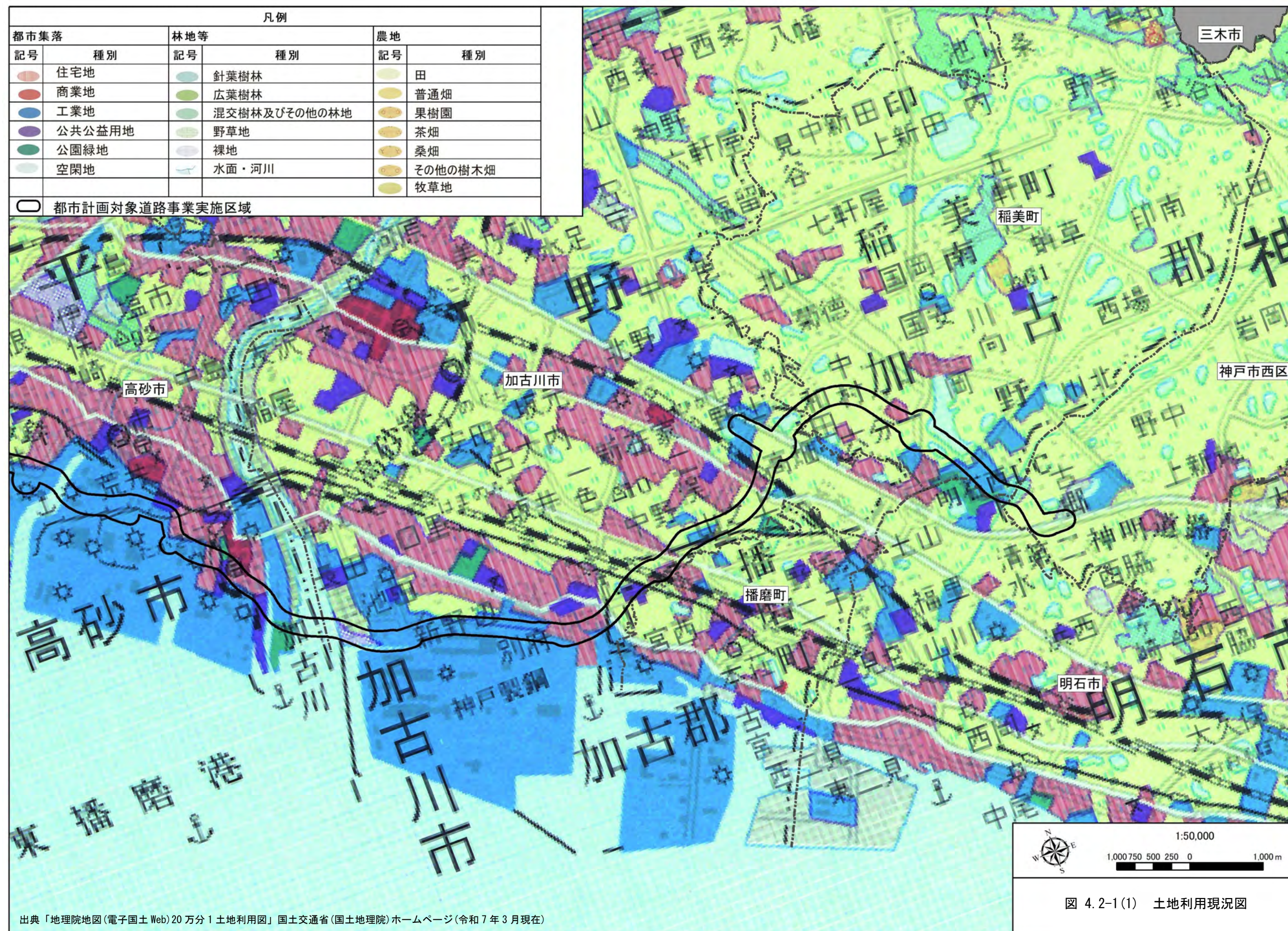
地目 市町名	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場 原野	雑種地	その他
神戸市	(557.05)	47.34	6.51	122.26	0.00	0.30	137.83	6.25	153.19	83.36
明石市	49.42	5.01	0.92	23.85	—	—	1.22	0.16	3.63	14.63
稲美町	34.92	15.11	0.81	6.42	—	—	0.98	0.01	2.20	9.39
播磨町	9.13	0.42	0.02	5.62	—	0.06	—	0.00	0.39	2.73
加古川市	138.48	22.19	2.36	35.15	—	0.28	17.13	0.45	6.72	54.19
高砂市	34.38	2.11	0.78	15.61	—	0.00	1.51	0.00	3.11	11.25
姫路市	534.5	42.10	6.91	80.79	0.00	0.30	179.82	1.88	21.38	201.17
太子町	(22.61)	4.40	0.93	4.83	—	0.19	4.24	0.05	1.31	4.52
兵庫県	8,400.95	701.13	124.91	647.78	0.00	15.09	2,819.98	62.44	410.39	3,104.55

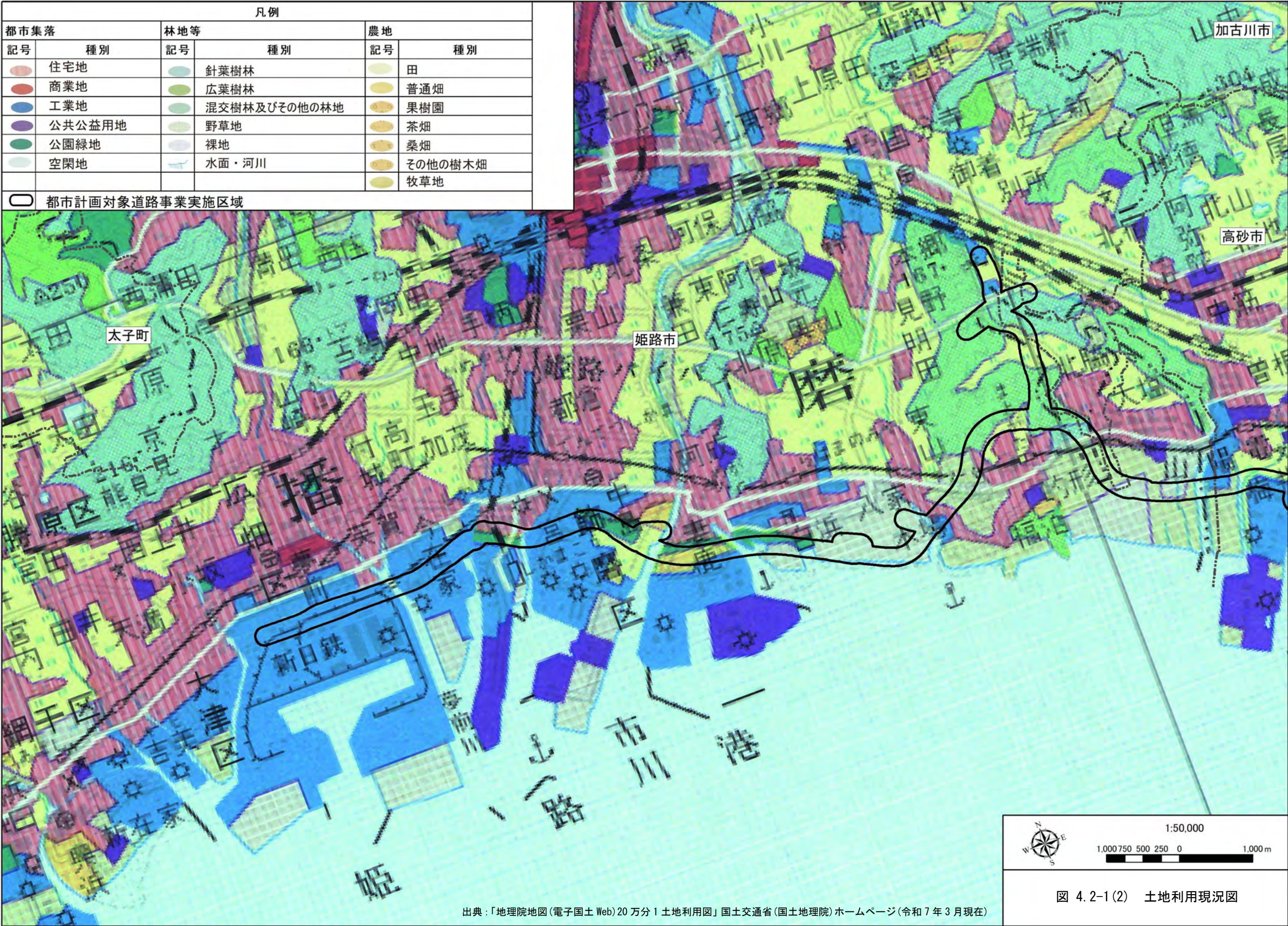
注 1) 地目別面積は 1 月 1 日現在、総面積は前年 10 月 1 日現在の数値です。

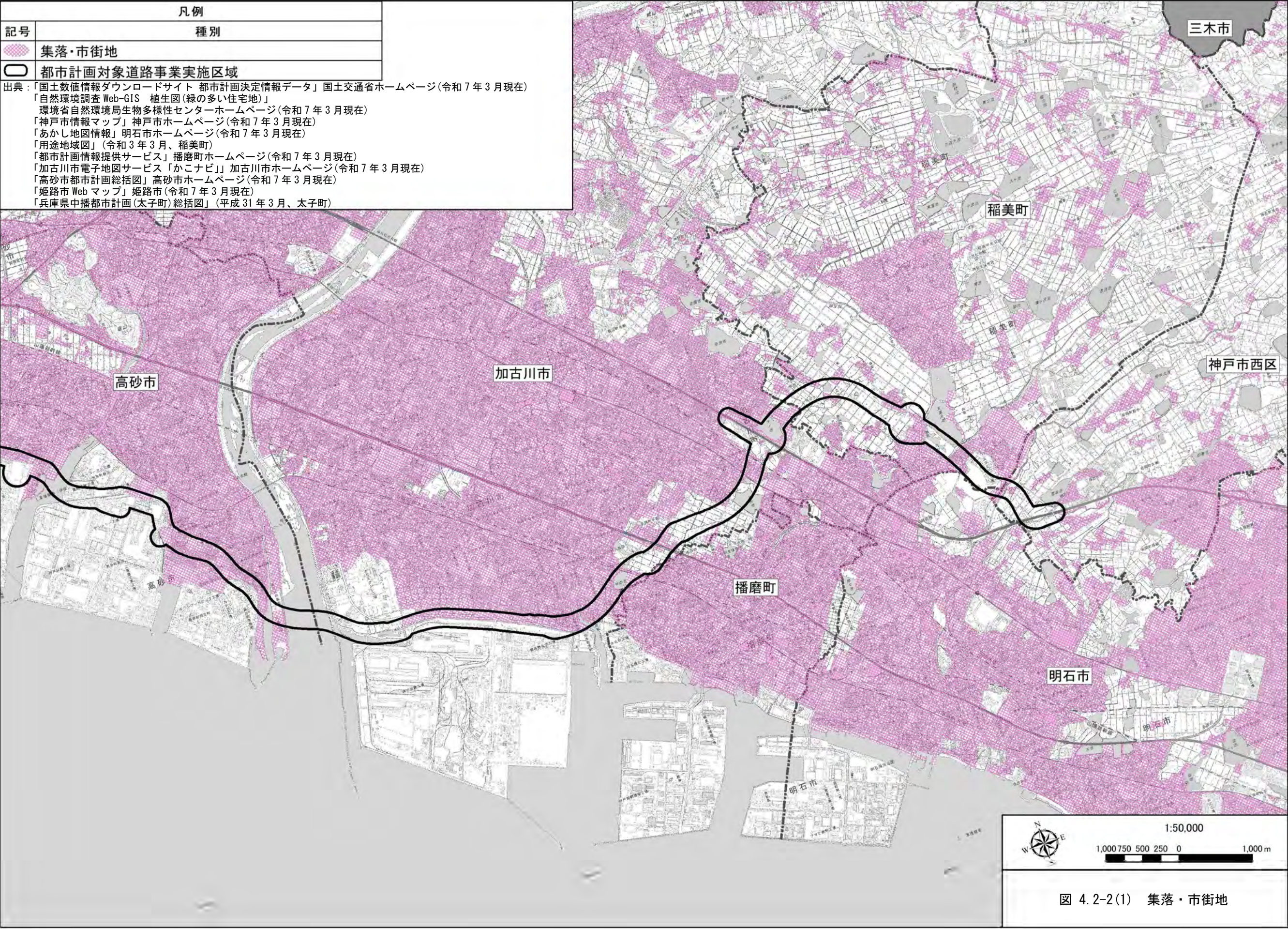
注 2) 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」によります。なお、() の面積は、一部境界未
定のため総務省自治行政局発行「平成 28 年全国市町村要覧」の数値を参考値として記載したものです。

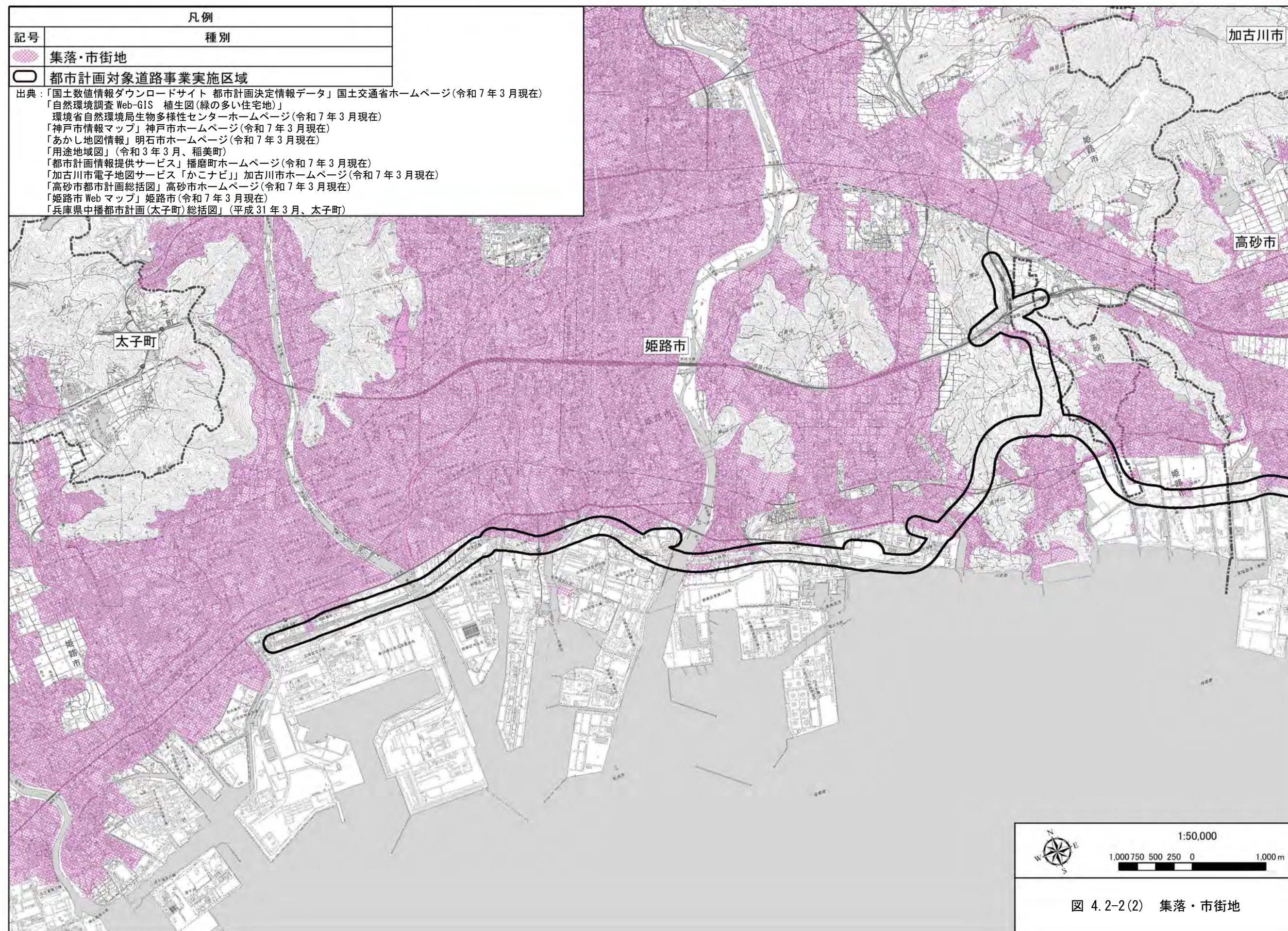
注 3) 地目別面積は固定資産課税台帳記載面積の積み上げのため、その合計は国土地理院による総面積とは必ずしも一
致しません。

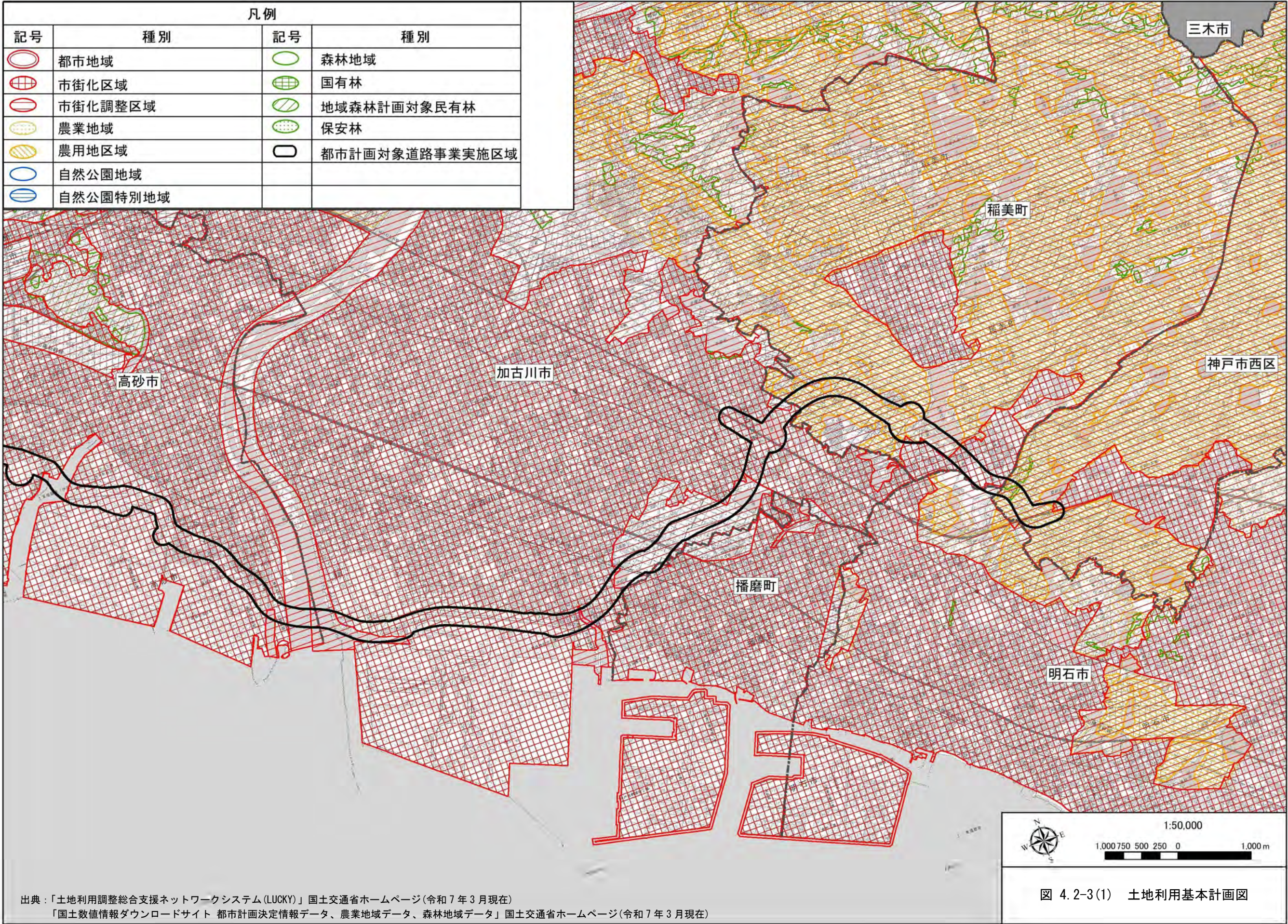
出典：「兵庫県統計書 令和 5 年(2023)」(令和 7 年 3 月、兵庫県)











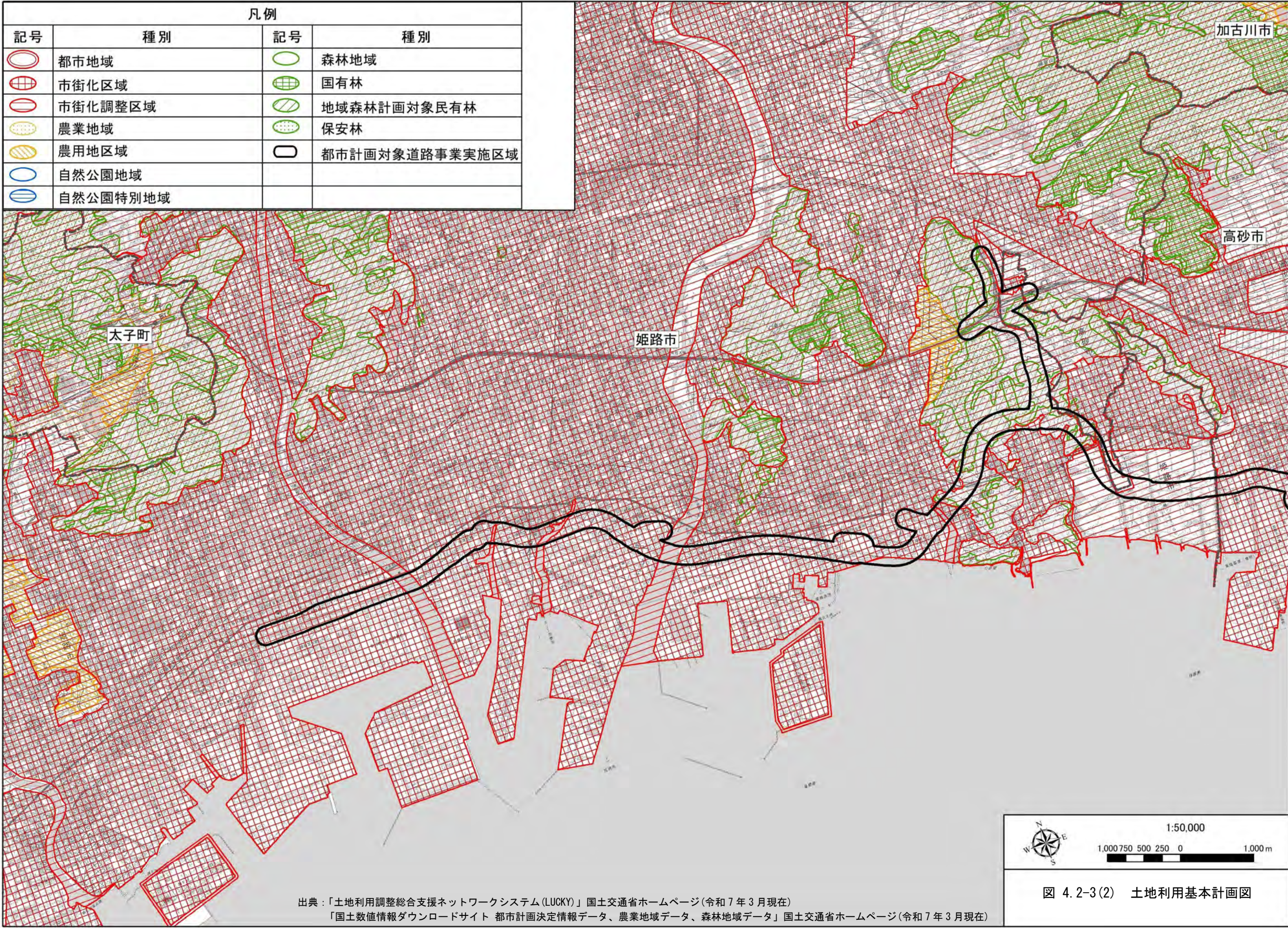


図 4.2-3(2) 土地利用基本計画図

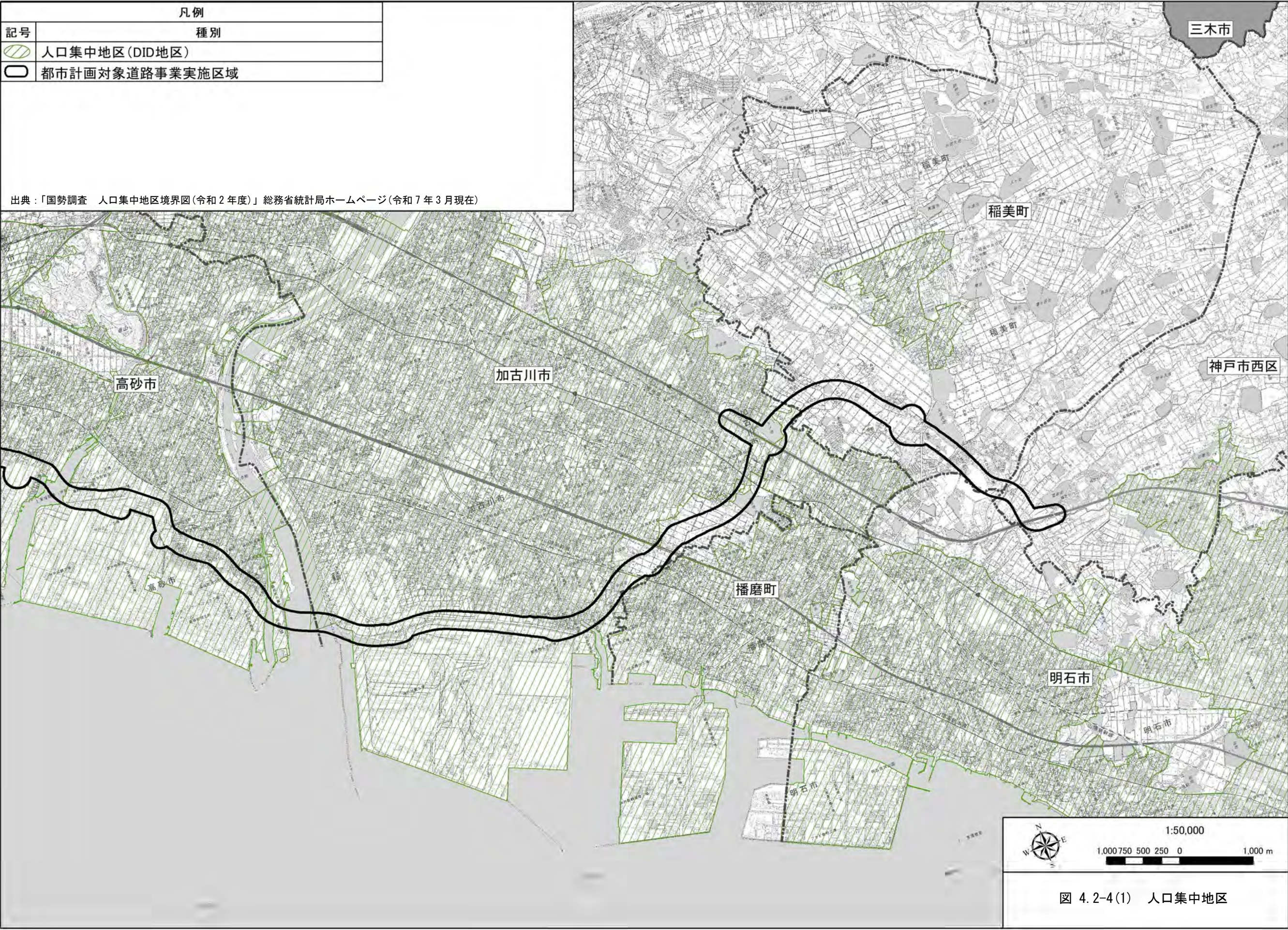


図 4.2-4(1) 人口集中地区

4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 利用状況

(1) 河川

調査区域における河川では、高水敷でのスポーツ、サイクリングや散策等の利用があり、加古川、揖保川では、内水面漁業権が設定されています。

主な河川の空間利用状況を表 4.2-15 に、内水面漁業権の設定状況を表 4.2-16 に、漁場を図 4.2-5 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川及び夢前川がありますが、内水面漁業権が設定された区域はありません。

表 4.2-15 主な河川の空間利用状況

区分	河川名	延長(m)	空間利用状況
一級河川	加古川*	778,119	散策、スポーツ、水遊び、釣り
	揖保川*	290,810	散策、スポーツ、釣り、水遊び
二級河川	赤根川	4,305	—
	瀬戸川*	5,710	散策、釣り
	喜瀬川*	8,380	散策、ジョギング
	泊川	1,485	散策
	法華山谷川*	17,247	散策、釣り
	天川*	21,953	—
	西浜川	1,941	—
	八家川*	4,480	—
	市川*	218,032	釣り、水遊び、レクリエーション
	野田川	6,298	イベント、散策
	船場川*	15,520	サイクリング、散策、水遊び、釣り
	夢前川*	95,415	サイクリング、散策、水遊び、釣り、花見
	汐入川	3,380	—
	大津茂川*	25,615	サイクリング、散策、花見、釣り

注) *は河川保全区域のある河川

出典：「兵庫県統計書 令和5年(2023)」(令和7年3月、兵庫県)

「兵庫県下における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況について」兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)

「加古川水系河川整備計画(国管理区間)」(平成23年12月、近畿地方整備局)

「揖保川水系河川整備計画(国管理区間)」(平成25年7月、近畿地方整備局)

「瀬戸川水系河川整備基本方針」(平成17年4月、兵庫県)

「喜瀬川水系河川整備基本方針」(平成16年7月、兵庫県)

「泊川水系河川整備基本方針」(令和6年12月、兵庫県)

「法華山谷川水系河川整備計画」(平成25年2月、兵庫県)

「市川水系河川整備計画」(平成22年3月、兵庫県)

「野田川水系河川整備計画」(平成17年6月、兵庫県)

「船場川水系河川整備計画」(平成22年2月、兵庫県)

「夢前川水系河川整備計画」(平成26年10月、兵庫県)

「大津茂川水系河川整備基本方針」(平成27年3月、兵庫県)

表 4.2-16 内水面漁業権の設定状況

河川名	免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
加古川	内共第4号	第5種 共同漁業	あゆ	5/26～12/31 ※斗竜灘においては5/1～12/31	加古川漁業協同組合
			あまご	3/1～9/30	
			にじます、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ、もろこ、もくずがに	1/1～12/31	
揖保川	内共第7号	第5種 共同漁業	あゆ	5/26～12/31	揖保川漁業協同組合
			あまご、さつきます、いわな	3/1～9/30	
			にじます、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ、よしのぼり、もくずがに、ぬまえび、すじえび、てながえび、すっぽん	1/1～12/31	

注) 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

出典: 「兵庫県の内水面漁業」 兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)

「兵庫県内水面漁場計画」(令和5年2月、兵庫県農林水産部水産漁港課)

(2) 海面

都市計画対象道路事業実施区域の面する沿岸のほぼ全域に第1種、第2種、第3種の共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されています。共同漁業権の設定状況を表 4.2-17 に、区画漁業権の設定状況を表 4.2-18 に、これらの位置を図 4.2-5 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、加古川の河口付近に共同漁業権(共第20号)、姫路市沿岸に共同漁業権(共第56号)及び区画漁業権(区第57号、区第528号)が設定されています。

表 4.2-17(1) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
共第11号	第1種 共同漁業	かき、まてがい、あわび、とこぶし	1/1～12/31	林崎漁協 江井ヶ島漁協
共第12号	第1種 共同漁業	わかめ	2/1～6/30	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協
		あさり、さざえ、うちむらさき、あかがい、たいらぎ、みるくい、にし、うに、なまこ、たこ、いせえび、えむし、さるぼう、あわび、とこぶし	1/1～12/31	
	第2種 共同漁業	いそ刺網	1/1～12/31	
	第3種 共同漁業	地びき網	1/1～12/31	
共第19号	第1種 共同漁業	わかめ	2/1～6/30	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
		かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、あかがい、まてがい、たいらぎ、みるくい、さるぼう、つめたがい、にし、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、とりがい、うに、なまこ、たこ、いせえび、しゃこ	1/1～12/31	
	第2種 共同漁業	いそ刺網	1/1～12/31	
共第20号	第1種 共同漁業	わかめ	2/1～6/30	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
		かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、あかがい、まてがい、たいらぎ、みるくい、さるぼう、つめたがい、にし、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、とりがい、うに、なまこ、たこ、いせえび、しゃこ、えむし	1/1～12/31	
	第2種 共同漁業	いそ刺網	1/1～12/31	
共第23号	第1種 共同漁業	あかがい、さるぼう、あさり、ばかがい、なまこ、たこ	1/1～12/31	伊保漁協 姫路市漁協
	第2種 共同漁業	いそ刺網、雑魚かご網	1/1～12/31	
共第41号	第3種 共同漁業	つきいそ	1/1～12/31	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
共第51号	第2種 共同漁業	いそ刺網、ます網、雑魚かご網	1/1～12/31	姫路市漁協 伊保漁協
共第52号	第2種 共同漁業	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	姫路市漁協

注) 漁業権の存続期間

- ・のり養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、小割式魚類養殖業及び垂下式貝類養殖業にあつては令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- ・真珠養殖業にあつては令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

出典：「兵庫の海釣り：漁業権について」兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)
「兵庫県瀬戸内海区漁場計画」令和5年2月、兵庫県農林水産部水産漁港課

表 4. 2-17(2) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
共第 53 号	第 1 種 共同漁業	あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協 伊保漁協
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、とりがい、はまぐり、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし、わかめ	1/1～12/31	
	第 3 種 共同漁業	地びき網	1/1～12/31	
共第 55 号	第 1 種 共同漁業	あおさ	10/1～4/30	姫路市漁協
		わかめ	2/1～6/30	
		おごのり、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、とりがい、たこ、なまこ、えむし、あわび、とこぶし、さざえ、かき	1/1～12/31	
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 56 号	第 1 種 共同漁業	あまのり、あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、おおのがい、つめたがい、はまぐり、まてがい、とりがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 57 号	第 1 種 共同漁業	あまのり、あおのり	11/1～5/31	姫路市漁協
		あおさ	10/1～4/30	
		てんぐさ、おごのり、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、おおのがい、つめたがい、はまぐり、まてがい、とりがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ、えむし	1/1～12/31	
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 58 号	第 1 種 共同漁業	あかがい、さるぼう、とりがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ	1/1～12/31	姫路市漁協
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、雑魚かご網	1/1～12/31	
共第 59 号	第 1 種 共同漁業	あさり、あかがい、さるぼう、かき、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ	1/1～12/31	姫路市漁協
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、ます網	1/1～12/31	
共第 60 号	第 1 種 共同漁業	てんぐさ、わかめ、かき、あさり、ばかがい、あかがい、さるぼう、まてがい、おおのがい、はまぐり、とりがい、たいらぎ、つめたがい、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、たこ	1/1～12/31	姫路市漁協
	第 2 種 共同漁業	いそ刺網、ます網、雑魚かご網	1/1～12/31	
共第 303 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ	1/1～12/31	東二見漁協 西二見漁協
共第 304 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ	1/1～12/31	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
共第 308 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ	1/1～12/31	姫路市漁協 伊保漁協
共第 309 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ	1/1～12/31	姫路市漁協

注) 漁業権の存続期間

- ・のり養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、小割式魚類養殖業及び垂下式貝類養殖業にあつては令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
- ・真珠養殖業にあつては令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

出典：「兵庫の海釣り：漁業権について」兵庫県ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
「兵庫県瀬戸内海区漁場計画」令和 5 年 2 月、兵庫県農林水産部水産漁港課

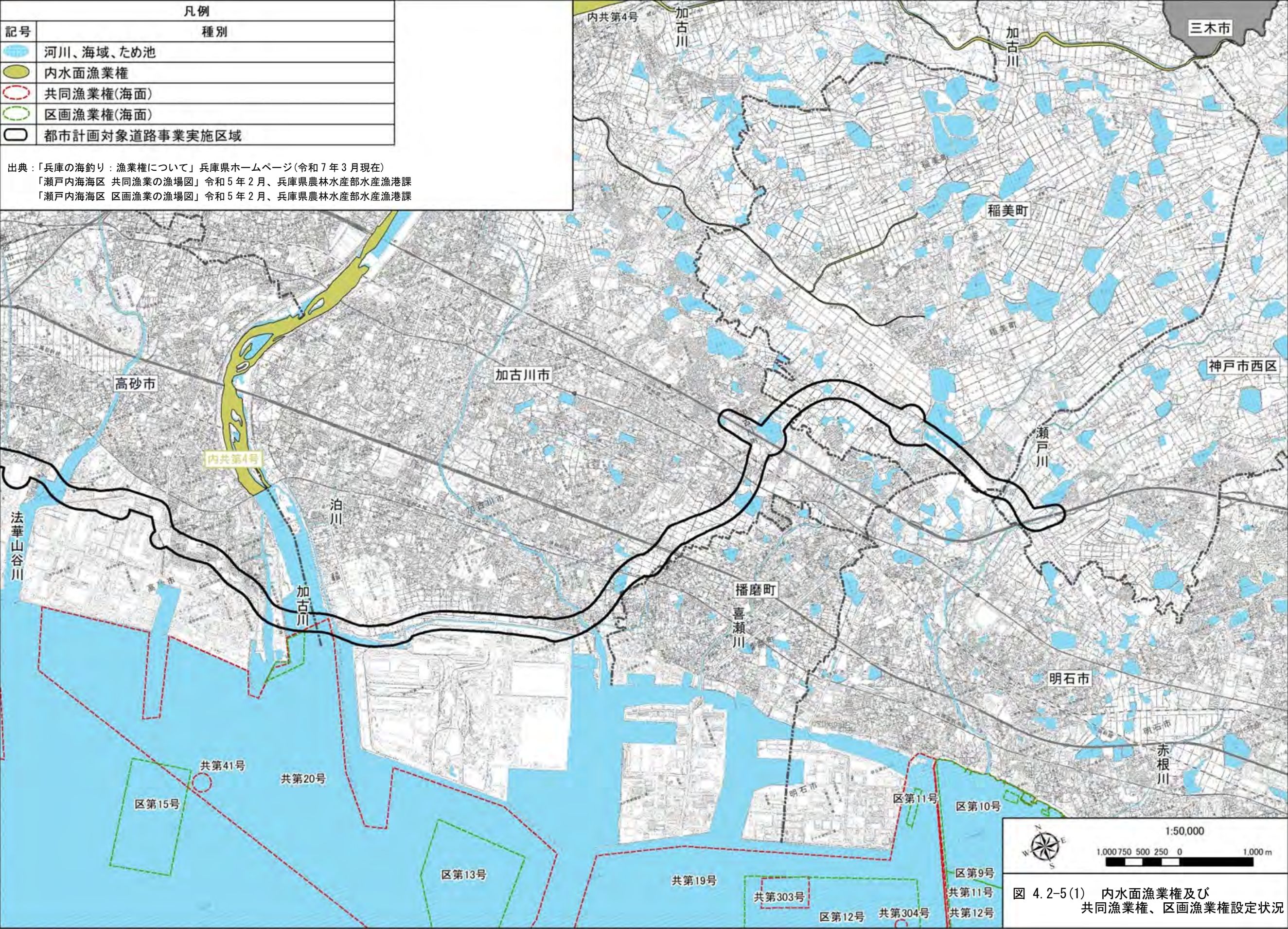
表 4.2-18 区画漁業権の設定状況

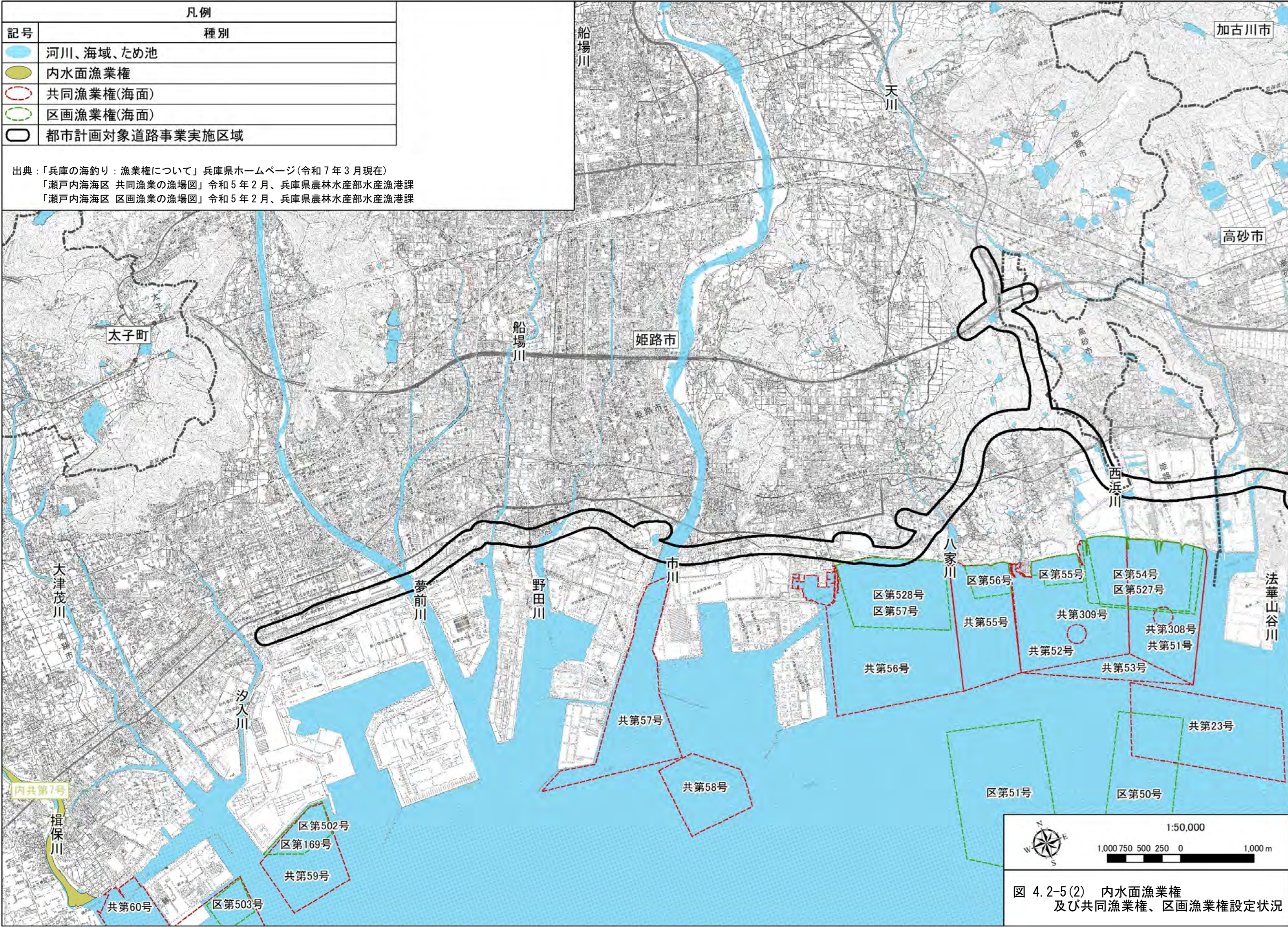
免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
区第9号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/15	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協
区第10号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～6/30	林崎漁協 明石浦漁協
		わかめ養殖、こんぶ養殖	10/1～6/30	江井ヶ島漁協
区第11号	第1種 区画漁業	わかめ養殖	10/1～6/30	高砂漁協 東播磨漁協
		こんぶ養殖	12/1～7/15	播磨町漁協 西二見漁協 東二見漁協
区第12号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協 東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	播磨町漁協 西二見漁協 東二見漁協
区第13号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協 東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	播磨町漁協 西二見漁協 東二見漁協
区第15号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/15	高砂漁協 東播磨漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	播磨町漁協 西二見漁協 東二見漁協
区第50号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/10	伊保漁協 姫路市漁協
区第51号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/10	姫路市漁協
区第54号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/10	姫路市漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	伊保漁協
区第55号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/10	姫路市漁協
		わかめ養殖	10/1～6/30	伊保漁協
区第56号	第1種 区画漁業	わかめ養殖	10/1～6/30	姫路市漁協
区第57号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～5/10	岩見漁協
区第169号	第1種 区画漁業	のり養殖	9/10～6/30	姫路市漁協
区第502号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	姫路市漁協
区第503号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	姫路市漁協
区第525号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協
区第527号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	姫路市漁協 伊保漁協
区第528号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	姫路市漁協
区画530号	第1種 区画漁業	垂下式貝類養殖	1/1～12/31	高砂漁協

注) 漁業権の存続期間

- ・のり養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、小割式魚類養殖業及び垂下式貝類養殖業にあっては令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- ・真珠養殖業にあっては令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

出典：「兵庫の海釣り：漁業権について」兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)
「兵庫県瀬戸内海区漁場計画」令和5年2月、兵庫県農林水産部水産漁港課





2) 利水状況

調査区域で上水道に利用される原水の種別年間取水量を表 4.2-19 に示します。

明石市、稲美町、播磨町及び太子町では浅・深井戸利用が最も多く、高砂市では伏流水が最も多く、姫路市では表流水が多くなっています。また、神戸市及び加古川市では浄水受水が多くなっています。

調査区域における工業用水量(30人以上の事業所)を表 4.2-20 に示します。

工業用水量のうち井戸水割合が最も高いのは太子町で、次いで稲美町となっています。

表 4.2-19 原水の種別年間取水量(令和5年度)

単位：千 m^3

区分 市町名	実績年間 取水量	地下水 表流水	地下水 伏流水	地下水 浅・深井戸	その他 (湧水)	浄水受水
神戸市	181,263	19,423(11%)	－	－	918(0.5%)	160,922(89%)
明石市	33,097	9,043(27%)	－	13,763(42%)	－	10,291(31%)
稲美町	3,121	－	－	2,788(89%)	－	333(11%)
播磨町	3,817	－	－	3,356(88%)	－	461(12%)
加古川市	27,799	10,878(39%)	－	5,751(21%)	－	11,170(40%)
高砂市	12,062	1,809(15%)	5,373(45%)	3,599(30%)	－	1,281(11%)
姫路市	60,284	24,341(40%)	7,869(13%)	6,650(11%)	－	21,424(36%)
太子町	3,668	－	－	3,156(86%)	－	512(14%)

出典：「令和5年度水道施設現況調査」兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)

表 4.2-20 工業用水量(令和5年)(30人以上の事業所)

単位： m^3 /日

区分 市町名	事業所 数	総用水量	工業用 水道	上水道	井戸水	その他 淡水
神戸市	400	68,539	29,213	26,375	6,549(9.6%)	6,402
明石市	104	19,687	8,682	4,526	6,479(32.9%)	－
稲美町	40	4,490	－	857	3,633(80.9%)	－
播磨町	32	16,162	10,838	1,424	3,900(24.1%)	－
加古川市	97	110,095	97,173	2,912	9,891(9.0%)	119
高砂市	52	104,337	94,773	3,565	5,998(5.7%)	1
姫路市	245	329,012	274,139	8,631	27,922(8.5%)	18,320
太子町	13	5,148	26	333	4,789(93.0%)	－

注) 令和5年6月1日現在の数値です。

出典：「令和5年経済構造実態調査(製造業事業所調査)に関する統計表」
兵庫県ホームページ(令和7年3月現在)

調査区域における地下水及び井戸等の利用状況を表 4.2-21 に示します。

各市町の水道に関する資料及び令和 3 年 4 月に実施した自治体ヒアリングにおいて得られた、対象市町で把握している取水井、水源地図 4.2-6 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、取水井等はありません。

表 4.2-21 地下水及び井戸等の利用状況

番号	市町名	区分	名称
1	明石市	地下水	魚住浄水場
2	稲美町	取水井	南部 1 号取水井
3		取水井	南部 2 号取水井
4		取水井	東部 1 号取水井
5		取水井	東部 2 号取水井
6		取水井	東部 3 号取水井
7		取水井	西部 2 号取水井
8		取水井	西部 3 号取水井
9		取水井	西部 4 号取水井
10		取水井	西部 5 号取水井
11		取水井	西部 6 号取水井
12		取水井	西部 7 号取水井
13		取水井	西部 8 号取水井
14		取水井	西部 9 号取水井
15		取水井	西部 10 号取水井
16	播磨町	地下水(深井戸)	1 号井
17		地下水(深井戸)	2 号井
18		地下水(深井戸)	3 号井
19		地下水(深井戸)	4 号井(休止中)
20		地下水(深井戸)	5 号井
21		地下水(深井戸)	6 号井
22		地下水(深井戸)	7 号井
23		地下水(深井戸)	8 号井(休止中)
24		地下水(深井戸)	9 号井
25		地下水(深井戸)	10 号井
26		地下水(深井戸)	11 号井
27		地下水(深井戸)	22 号井(休止中)
28		地下水(深井戸)	30 号井
29		地下水(深井戸)	31 号井
30		地下水(深井戸)	32 号井
31		地下水(深井戸)	33 号井
32		地下水(深井戸)	34 号井
33	加古川市	地下水(浅井戸)	西部水源地
34	姫路市	伏流水・地下水	兼田浄水場
35		伏流水・地下水	山崎浄水場
36		表流水・地下水	町裏浄水場

出典：「2025 年度(令和 7 年度)明石市上下水道局水道室水質検査計画 改訂版」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「浄水場」明石市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「稲美町水道ビジョン」(令和 3 年 3 月、稲美町)

「播磨町水道事業 ビジョン・経営戦略」(令和 4 年 3 月、播磨町上下水道グループ)

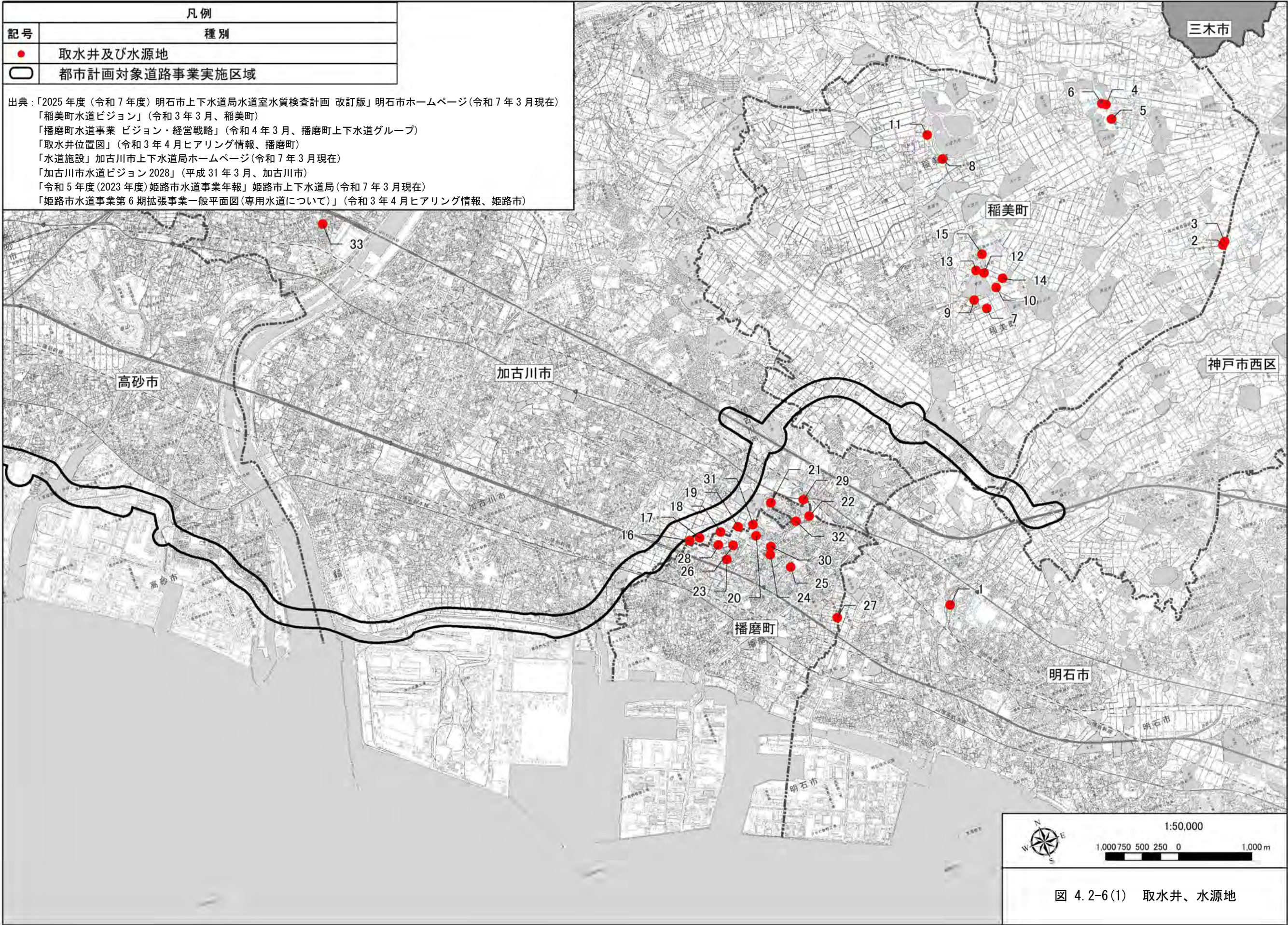
「取水井位置図」(令和 3 年 4 月ヒアリング情報、播磨町)

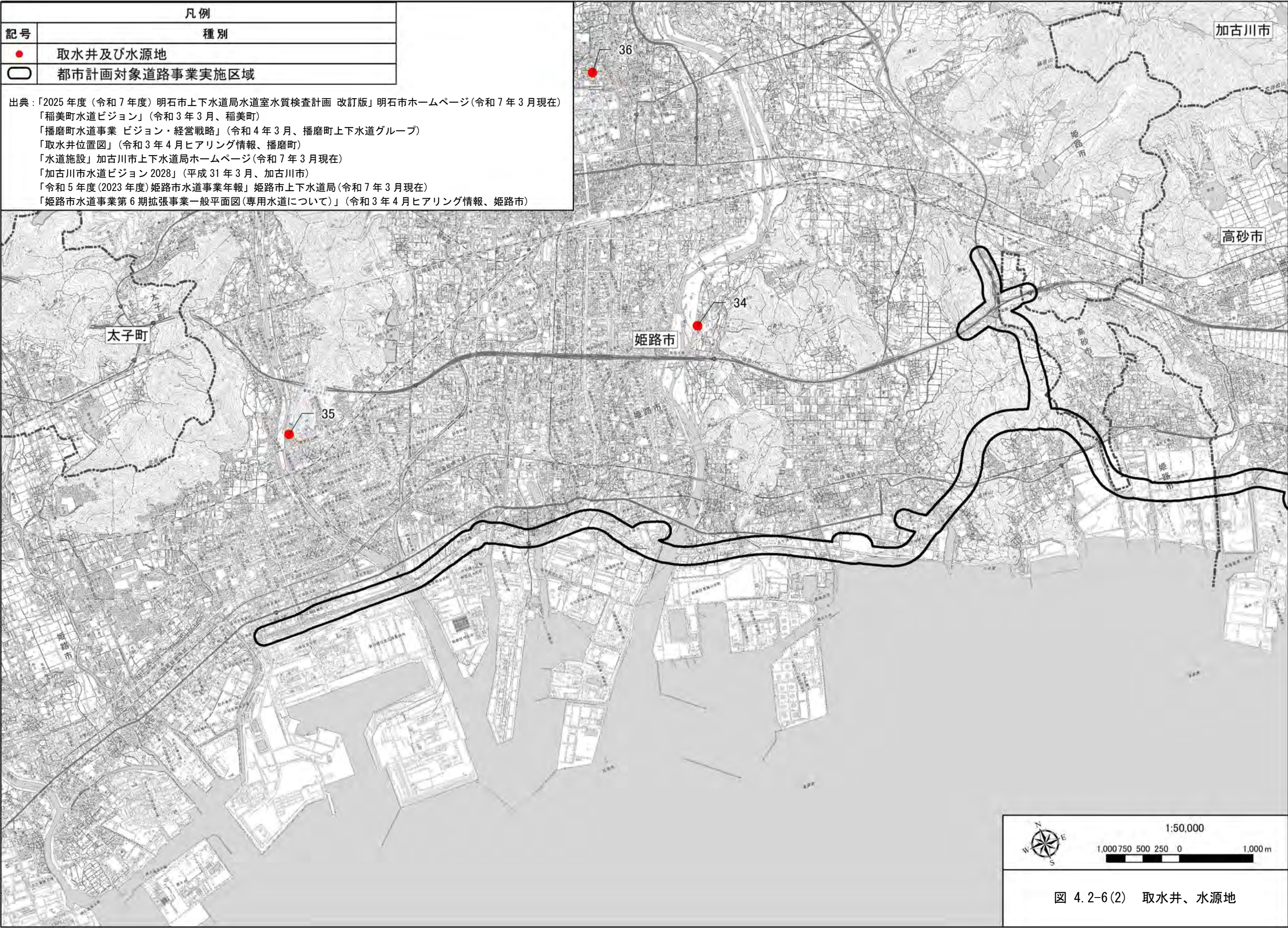
「水道施設」加古川市上下水道局ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

「加古川市水道ビジョン 2028」(平成 31 年 3 月、加古川市)

「令和 5 年度(2023 年度)姫路市水道事業年報」姫路市上下水道局(令和 7 年 3 月現在)

「姫路市水道事業第 6 期拡張事業一般平面図(専用水道について)」(令和 3 年 4 月ヒアリング情報、姫路市)





4.2.4 交通の状況

1) 陸上交通

調査区域の主な道路として、東西方向には一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び第二神明道路があります。南北方向には播但連絡道路、主要地方道 18 号加古川小野線及び主要地方道 43 号高砂北条線があります。

鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 姫新線、JR 加古川線及び私鉄の山陽電鉄本線、山陽電鉄網干線等があります。

都市計画対象道路事業実施区域には、主な道路として一般国道 2 号、一般国道 250 号、一般国道 2 号バイパス及び播但連絡道路等があります。なお、鉄道駅はありません。

調査区域の主要な交通網を図 4.2-7 に、道路交通量の調査結果を表 4.2-22 に、調査位置を図 4.2-8 に示します。また、各駅の年間乗車人員数を表 4.2-23 に示します。

表 4.2-22(1) 主要な道路の交通量(令和 3 年度道路交通センサス)

番号	路線名	観測地点	12 時間 合計(台)	24 時間 合計(台)	昼夜率
10080	一般国道 2 号	明石市魚住町金ヶ崎	11,715	15,464	1.32
10090	一般国道 2 号	加古川市野口町野口	13,137	17,027	1.30
10100	一般国道 2 号	加古川市加古川町本町	7,201	9,145	1.27
10110	一般国道 2 号	加古川市米田町東平津	8,148	10,429	1.28
10120	一般国道 2 号	高砂市米田町島	8,024	10,271	1.28
10130	一般国道 2 号	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10,475	13,618	1.30
10140	一般国道 2 号	姫路市別所町北宿	10,692	13,847	1.30
10150	一般国道 2 号	姫路市御国野町御着	12,612	16,476	1.31
10160	一般国道 2 号	姫路市神屋町 2 丁目	12,148	16,035	1.32
10190	一般国道 2 号	姫路市青山西 1 丁目	11,911	15,008	1.26
10200	一般国道 2 号	揖保郡太子町山田	47,339	68,242	1.44
10210	一般国道 2 号	揖保郡太子町松尾	43,253	60,888	1.41
10320	一般国道 2 号(第二神明道路)	大久保 IC~明石西 IC	50,902	71,074	1.40
10330	一般国道 2 号	明石市魚住町清水	54,291	78,198	1.44
10340	一般国道 2 号	加古川市加古川町溝ノ口	56,736	82,098	1.45
10350	一般国道 2 号	加古川市加古川町美乃利	55,978	82,806	1.48
10360	一般国道 2 号	加古川市西神吉町岸	58,934	88,248	1.50
10370	一般国道 2 号	高砂市中筋	56,737	81,668	1.44
10380	一般国道 2 号	高砂市北浜町牛谷	72,938	105,031	1.44
10390	一般国道 2 号	姫路市北原	76,613	109,557	1.43
10400	一般国道 2 号	姫路市中地	63,648	90,758	1.43
10410	一般国道 2 号	揖保郡太子町山田	58,189	81,603	1.40
10430	一般国道 2 号	明石市魚住町清水地内	5,265	6,441	1.22
10440	一般国道 2 号	加古川市加古川町河原地内	4,669	6,052	1.30
10450	一般国道 2 号	加古川市加古川町河原地内	3,917	4,924	1.26

注 1) 番号は図 4.2-8 に対応しています。

注 2) 斜体の調査地点の交通量は推定値です。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」国土交通省ホームページ
(令和 7 年 3 月現在)